

生産資材等高騰の影響を受けた市内農家を支援

伊達市では、コロナ禍における生産資材等の高騰で影響を受けた市内農家の負担軽減を目的に、次期作に向けた営農を支援するため、資材高騰により上昇した経費の5割を目安に支援を行います。

■内 容

伊達市農業資材価格等高騰対策事業

【対象者】

市内に事業所を有する農業法人又は市内に住所を有する農家（畜産農家含む）のうち、令和4年分所得申告において、50万円以上の農業販売額がある経営体を対象とします。

【算出方法】

物価高騰の影響を受けたものとして、令和4年分所得申告の農業経費として申告した“諸材料費”、“飼料費”及び“動力光熱費”の合計から下記計算式により支給額を算出します。

対象経費 (生産資材として高騰の影響があったもの)		消費税控除		物価高騰による上昇率		上昇分に対する市補助		補助額
令和4年分所得申告 諸材料費+飼料費+動力光熱費	÷	1.1	×	農水省 物価騰落率 (%)	×	0.5	=	補助額

※物価騰落率 10.4 (令和4年12月時点)

【補助額】

資材高騰により上昇した経費の5割を目安に補助の上限額は5万円

【予算額】 63,127 千円

担当 | 産業部農政課
電話 024-573-5635